

# 令和5年度 多子世帯学校給食費助成事業のお知らせ（第3子以降対象）

市独自の子育て支援策の一環として、市立小・中・義務教育学校に在籍する第3子以降の学校給食費を助成することにより、多子世帯の経済的負担の軽減を図ります。

## ◆助成対象者

以下①～④のすべてを満たしている保護者の方が助成対象となります。

①原則として、羽曳野市に住所を有していること。

②今年度22歳以下の年齢に達する子（※1）を3人以上監護または扶養（※2）していること。

※1. 今年度19歳以上の年齢に達する子については、大学等に在籍していることが必要です。

（19歳以上の子とは、令和5年度の場合、平成17（2005）年4月1日以前に生まれた方を指します。）

※2. 15歳以下の子については監護、16歳以上の子については扶養していることが必要です。

③②の子のうち、年齢が上から数えて3番目以降の子が、羽曳野市立小・中・義務教育学校で学校給食の提供を受けていること。

④学校給食費の滞納がないこと。

※3. 年度途中で転出するなど、要件を満たさなくなった場合は、原則異動日の属する月の前月分までを助成します。

※4. 年度途中で要件を満たした場合は、原則要件を満たした日の属する月の翌月分から助成します。

※5. 上記の要件を満たしていても、生活保護を受給されている方で、小学生の子がいる場合は、その子については助成の対象外となります。

※6. 就学援助費、特別支援就学奨励費を受給されている場合は、その支給額と本事業による助成金額の差額を助成します。



### ＜対象の例＞

	第1子	第2子	第3子	第4子	助成の対象となる子
例①	大学生	高校生	市立中学生	市立小学生	第3子・第4子
例②	高校生	市立中学生	市立小学生	保育園	第3子
例③	大学生	高校生	私立中学生	市立小学生	第4子
例④	22歳（就労）	20歳（無就労）	高校生	市立小学生	該当者なし
例⑤	市立中学生	市立小学生	幼稚園	—	該当者なし

※この表は一例ですが、大学生を19歳、高校生を16歳と仮定しています。

## ◆申請手続きなど

この事業による助成を受けるには、毎年度、申請が必要です。下記いずれかの方法により受付期間内に申請してください。受付期間中に申請し、令和5年4月1日から助成要件を満たしている場合、令和5年4月分からの学校給食費を助成します。

### 受付期間

令和5年10月2日(月)～12月28日(木)

10月2日(月)以降、オンラインによる申請も可能です。

申込用フォームについては、広報10月号、市ウェブサイト（10月公開）にてご確認ください。

### 助成金額

小学校低学年（1～3年）	一律 年額 47,000円
小学校高学年（4～6年）	一律 年額 49,000円
中学生	中学校給食を利用の場合、実費の半額

### 書面申請

「学校給食費助成金交付申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添えて窓口へ直接提出してください。

申請場所：羽曳野市教育委員会 食育・給食課（市役所別館3階）※郵送不可

受付時間：9:00～17:00（12:00～12:45までは除く）※土日祝は除く

必要書類：①「学校給食費助成金交付申請書」

※申請書は、10月から食育・給食課および支所で配布、または市ウェブサイトからもダウンロード可（10月公開）

②「振込先の通帳のコピー」（口座番号、名義人がわかるページ）

③申請書に記載するお子さんの健康保険被保険者証（義務教育期間中の子は提出不要）

④申請書に記載する19歳以上のお子さんが大学等に在籍している場合は、学生証の写し

### 振込時期

令和6年4月下旬～5月上旬頃（予定）※結果通知は令和6年4月中旬～下旬に一斉送付予定